

○選挙権と被選挙権について

Q 投票日に18歳の誕生日を迎える人は投票できますか？

- A** 投票できます（期日前投票を行う場合は、不在者投票としての手続きになります。）。ただし、地方選挙（県知事、県議会議員、市長、市議会議員）については、3ヶ月以上引き続いてその区域内に住んでいることが必要となります。
- なお、投票日に満18歳以上であっても、選挙犯罪などにより刑に処せられている人など、選挙権が停止されている人は投票できません。

Q 選挙権があれば投票できますか？

- A** 選挙権のある人でも、市区町村の選挙人名簿に登録されていなければ投票することはできません。この選挙人名簿の登録は、3月、6月、9月及び12月の年4回、各々2日に行われ、各月1日現在で引き続き3ヶ月以上その市区町村の住民基本台帳に登録されている人が登録されます。
- その他に、選挙の公示（告示）日前日も同様の要件で登録されます。

Q 選挙人名簿の登録に何か手続きは必要ですか？

- A** 刈谷市の選挙人名簿に登録されるには、登録の時点で刈谷市内に住所を有する年齢満18年以上の日本国民で、その方の住民票が作成された日から引き続き3ヶ月以上住民基本台帳に登録されていることが必要です（刈谷市内で転居した場合は、3ヶ月の期間は通算されます。）。
- 他の市区町村から転入された方については、住民基本台帳法に基づく転入届をした日に住民票が作成されます。転入しても転入届を出さないと選挙人名簿に登録されませんのでご注意ください。

Q 選挙人名簿から抹消されることはありますか？

- A** 以下の場合には、抹消されます。
- ・死亡又は日本国籍を失ったとき
 - ・その市町村から転出して、4ヶ月を経過したとき
 - ・誤って登録されたとき

Q 立候補する際の供託金はいくらですか？

A 「供託」は、当選を争う意思のない人が売名などの理由で無責任に立候補することを防ぐための制度です。得票数が規定の数に達しなかった場合（供託金没収点未満）や立候補を辞退した場合などには、供託金は没収され、市（又は町村、都道府県、国）に収められます。

各種選挙の供託金額及び供託金没収点は以下のとおりです。

選挙の種類	供託金額	供託金没収点
衆議院小選挙区選挙	300万円	有効得票総数÷10
衆議院比例代表選挙	600万円（名簿搭載者1人につき）※衆議院小選挙区選挙と重複立候補の場合は300万円	供託額－（300万円×重複立候補者のうち小選挙区当選者数＋600万円×比例代表選挙の当選者数×2）
参議院選挙区選挙	300万円	有効得票総数÷議員定数÷8
参議院比例代表選挙	600万円（名簿搭載者1人につき）	（名簿搭載者数－当選人×2）×600万円
都道府県知事	300万円	有効得票総数÷10
都道府県議会議員	60万円	有効得票総数÷議員定数÷10
市長（刈谷市）	100万円	有効得票総数÷10
市議会議員（刈谷市）	30万円	有効得票総数÷議員定数÷10